

入札公告

地方自治法第234条第1項に基づき、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和6年6月11日

沖縄県知事
玉城 康裕

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
運転免許センター外8施設消防用設備等法定点検業務
- (2) 業務概要
(4)に示す業務場所の消防用設備等の法定点検、保全業務を行う。詳細については「消防用設備等法定点検業務仕様書」による。
- (3) 契約期間
契約日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務場所

ア 豊見城市字豊崎3番22	運転免許センター
イ 豊見城市字豊崎3番22	交通機動隊
ウ 沖縄市南桃原4丁目27番22号	運転免許センター中部支所
エ 名護市東江5丁目20番5号	運転免許センター北部支所
オ 那覇市字大嶺387番地(那覇空港内)	警察航空隊(ヘリ格納庫)
カ 宜野湾市新城2丁目11番1号	警察本部宜野湾宿舎
キ 豊見城市字名嘉地259番地の17	警察本部豊見城宿舎
ク 南風原町字本部301番地1	警察本部南風原宿舎
ケ うるま市字大田62	大田宿舎(2棟)

(5) 入札方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(消費税を含まない金額を入札書に記載すること。)

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者。
- (2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者。
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式）を提出できる者。
 - (4) 法人にあっては、登記事項証明書（原本）を提出した者。
 - (5) 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書（原本）を提出した者。
 - (6) 財務諸表（直近の決算報告書）を提出した者。
 - (7) 法人事業税及び法人県民税についての納税証明書（原本）直近2年分を提出した者。
※ 納税の猶予措置を受けている場合は「納税の猶予許可通知書」（写し）
 - (8) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類を提出した者。
※ 納付の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
 - (9) 労働保険に加入していることが確認できる書類を提出した者。
※ 納付の猶予措置を受けている場合は「納付の猶予（特例）許可通知書」（写し）
 - (10) 暴力団排除に関する誓約書を提出した者。
 - (11) 社会保険に加入義務がない者にあつては、社会保険に加入義務がないことについての申出書を提出した者。
 - (12) 役員等名簿及び現在事項全部証明書を提出した者。
 - (13) (一社)沖縄県消防設備協会の「消防設備等点検済表示登録会員」である者。
 - (14) 社員登録1年以上の、消防設備士免状（1類、3類、4類及び6類）の交付を受けている技術者または消防設備点検資格者免状（1種と2種）の交付を受けている技術者を有する者。
 - (15) 過去5ヵ年間に本業務と同等規模の消防用設備等法定点検業務の受託実績のある者。
 - (16) 入札参加資格確認申請期限日から、本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
 - (17) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - (18) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
 - (19) 労働関係法令を遵守していること。

3 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課 財産管理係
電話 098-862-0110(内線2262)
- (2) 入札参加受付期限及び場所
受付期限 **令和6年6月21日(金) 17時00分まで**
(平日12時00分～13時00分、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
受付場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課 財産管理係
- (3) 入札案内書及び仕様書の交付日時及び場所
日時 **入札公告日から令和6年6月21日(金)まで 09時30分～17時00分**
(平日12時00分～13時00分、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課 財産管理係

4 入札書の提出日時及び場所

- 日時 **令和6年7月2日(火) 17時00分まで**
場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部警務部会計課 財産管理係

5 開札日時及び場所

- 日時 **令和6年7月3日(水) 14時00分**
場所 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部資料館（1階）

6 入札保証金

- 沖縄県財務規則第100条によるものとする。

7 契約保証金

沖縄県財務規則第101条によるものとする。

8 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約期間中に最低賃金が改定された場合においても最低賃金法違反が発生することがないようにすること。
- (3) 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者の入札及び入札条件に違反した入札は無効とする。